



# 熊本県公報

第12105号

平成24年4月20日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(〃)	2
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者支援課)	2
○漁港施設使用料の徴収事務委託	(漁港漁場整備課)	2
○熊本市の区の設置に伴う人口	(市町村行政課)	2
<b>公 告</b>		
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	3
○公共測量の終了	(監理課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	5
○平成24年度熊本県調理師試験の実施	(健康づくり推進課)	6
○玉名都市計画道路の変更(熊本県決定)	(都市計画課)	7
○玉名都市計画道路の変更(熊本県決定)	(〃)	7
○長洲都市計画道路の変更(熊本県決定)	(〃)	8
○長洲都市計画道路の変更(熊本県決定)	(〃)	8
○人吉都市計画道路の変更(熊本県決定)	(〃)	8
<b>登 載 依 頼</b>		
○文化財の指定・解除について	(文化課)	9
○指定講習機関の代表者変更	(警察本部運転免許課)	9
○運転免許取得者教育の認定を受けている自動車教習所の代表者変更	(〃)	9
○熊本県環境影響評価条例の規定に基づく対象事業の廃止に係る公告	(松山開発株式会社)	10
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局公務員課)	10

### 告 示

#### 熊本県告示第617号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
愛隣館地域福祉サービスセンター・ホームヘルプ部 山鹿市津留2022	社会福祉法人 愛隣園 山鹿市津留1910番地1 三浦 一水	平成24年4月1日	4310500030	同行援護
ラポール 新世園 八代市古閑下町17 98番地	有限会社 ラポール新世園 八代市古閑下町2 224番地 元杉 和則	平成24年4月1日	4310200201	同行援護

**熊本県告示第618号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人 平成会 ヘルパーステーションにじ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護	事業所の所在地	荒尾市藏満18 84番地1	荒尾市水野15 34番地1	平成23年 10月1日

**熊本県告示第619号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定を辞退する日
徳永循環器科内科医院 山鹿市山鹿1478-2	医療法人山鹿慈恵会	平成24年3月31日

**熊本県告示第620号**

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第15条第1項に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

なお、平成23年4月28日熊本県告示第472号（熊本県漁港管理条例第15条第1項に規定する使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

漁港名	受託者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

**熊本県告示第621号**

平成24年4月1日に熊本市に区が新たに画されたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第2項において準用する同条第1項の規定により、同市の各区の人口を次のとおり告示する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

中央区	175, 023人
東 区	190, 981人
西 区	94, 261人
南 区	125, 574人
北 区	148, 635人

## 公 告

## 熊本県公告第230号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用用排水施設、農業用道路、客土	平和（八代市）	平成9年1月9日	平成24年3月7日	熊本県
暗きよ排水、客土	北新地中央（八代市）	平成18年6月8日	平成24年3月15日	熊本県
農業用用排水施設、農業用道路、暗きよ排水、客土	第二西区（八代市）	平成19年3月28日	平成24年3月5日	熊本県
農業用用排水施設	新牟田（八代市）	平成19年1月4日	平成24年3月22日	熊本県

## 熊本県公告第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終った旨の通知があつたので、同法第14条第3項の規定に基づき公告する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成23年6月24日から 平成24年3月12日まで	荒尾市万田、原万田、大正町二丁目、日ノ出町、大島町三丁目及び大島のそれぞれ一部

## 熊本県公告第232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー キッド玉名店

玉名市築地349番地ほか

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後6時

(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後6時30分まで

- (変更後) 午前8時30分から午後11時30分まで
- 3 変更する年月日  
平成24年4月3日
- 4 変更に係るもの以外の届出事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 名称及び代表者氏名                | 住 所             |
| 株式会社岩下樹木園<br>代表取締役 池田 浩至 | 熊本市北区清水本町19番32号 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| 名称及び法人にあっては代表者氏名       | 住 所            |
| 株式会社アレス<br>代表取締役 蒲原 晴生 | 熊本市北区楠七丁目8番10号 |
- (3) 大規模小売店舗の面積の合計  
2,498.5平方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側、東側、南側 148台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 17台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 94平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物外北西側 15.6立方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所 建物敷地北側、東側、南側
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後6時まで
- 5 届出年月日  
平成24年4月2日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県玉名地域振興局総務部総務振興課  
平成24年4月20日から平成24年8月20日まで

**熊本県公告第233号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク八代店

八代市本町一丁目7番59号

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サンリブ八代	マルショク八代店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社マルショク 代表取締役 菊池 俊勝	株式会社マルショク 代表取締役 大久保 和彦

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社マルショク 代表取締役 菊池 俊勝	株式会社マルショク 代表取締役 大久保 和彦
株式会社ラブリー 代表取締役 大野 満也	(退店)

長崎県佐世保市御本町18番1号	
合資会社瀬戸食品 無限責任社員 濑戸 昭雄 人吉市願成寺町下浦田1411番地の3	(退店)
株式会社サン企画 代表取締役 魚住 治男 八代市田中北町15号9番地2	(退店)
(出店)	有限会社村上節夫商店 代表取締役 田河 秀一 熊本市田崎町484
(出店)	有限会社日の出屋 代表取締役 濑戸 日出男 宇城市豊野町巣林1439-1
(出店)	華林物産株式会社 代表取締役 王 洪光 熊本市本荘三丁目6番26-903

3 届出年月日

平成24年3月30日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興

課 平成24年4月20日から平成24年8月20日まで

**熊本県公告第234号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク八代店

八代市本町一丁目7番59号

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
駐車場No.1 建物西側 6台	駐車場No.1 建物西側 6台
駐車場No.2 建物西側別敷地 50台	駐車場No.2 建物西側別敷地 45台
	駐車場No.3 建物南西側別敷地 5台
合計 56台	合計 56台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
駐車場No.1、2 午前8時30分～午前0時30分	(変更なし)
	駐車場No.3 午前8時30分～午後8時30分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
駐車場No.1 1箇所 建物敷地西側	(変更なし)
駐車場No.2 1箇所 建物西側別敷地東側	(変更なし)

	駐車場No.3 1箇所 建物南西側別敷地東側
合計 2箇所	合計 3箇所

- (3) 変更の年月日  
平成24年3月31日
- 3 届出年月日  
平成24年3月30日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県八代地域振興局総務部総務振興課  
平成24年4月20日から平成24年8月20日まで

**熊本県公告第235号**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成24年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日  
平成24年8月31日（金）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所  
学校法人東海大学 東海大学熊本校舎 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 3 試験科目  
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格  
(1) 学歴  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）  
(2) 調理実務経験  
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続  
(1) 願書の配付  
平成24年5月15日（火）から平成24年6月22日（金）まで、各保健所、熊本市保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には配付しない。  
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、宛て先を明記し、90円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。  
(2) 願書受付期間  
平成24年6月18日（月）から平成24年6月22日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成24年6月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。  
(3) 願書提出先  
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書きのうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に送付すること。  
ア 熊本市居住者にあっては、熊本市保健所食品保健課  
イ 熊本県以外の県内居住者にあっては、熊本県の保健所  
ウ 県外の居住者にあっては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課  
(4) 提出書類  
ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1部  
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者であることを証する書類  
ウ 写真 1枚  
受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの

- エ 戸籍抄本（提出前6か月以内に交付されたもの） 1部  
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。
- (5) 受験手数料  
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）  
受験願書受理後の受験手数料は、返還しない。  
※平成21年度から平成23年度までのいずれかの熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、(4)アの調理業務従事証明書及び(4)イの書類を省略できる。ただし、受験票と氏名が異なる場合は、(4)エを添付すること。
- 6 受験票の交付  
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 7 合格発表  
合格者は、平成24年9月20日（木）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 8 その他  
(1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。  
(2) 熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。  
なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。

**熊本県公告第236号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 都市計画の種類  
玉名都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
玉名市岱明町開田、庄山、西照山、高道、浜田、鍋及び扇崎の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課及び玉名市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成24年4月20日から平成24年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

**熊本県公告第237号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 都市計画の種類  
玉名都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
玉名市岱明町山下、野口、土中、野下及び扇崎の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課及び玉名市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成24年4月20日から平成24年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

**熊本県公告第238号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町及び玉名市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 都市計画の種類

長洲都市計画道路

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

玉名市岱明町開田、庄山、西照山、高道、浜田、鍋及び扇崎の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課及び長洲町建設農政課

## 4 縦覧期間

平成24年4月20日から平成24年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

**熊本県公告第239号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町及び玉名市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 都市計画の種類

長洲都市計画道路

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

玉名市岱明町山下、野口、土中、野下及び扇崎の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課及び長洲町建設農政課

## 4 縦覧期間

平成24年4月20日から平成24年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

**熊本県公告第240号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、人吉市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 都市計画の種類

人吉都市計画道路

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

人吉市鬼木町字南久保田、字本白、願成寺町字天神林及び字熊田口の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県球磨地域振興局土木部技術管理課及び人吉市建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成24年4月20日から平成24年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

**登載依頼****熊本県教育委員会告示第5号**

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第1項の規定により、次の（1）の文化財を熊本県指定重要文化財に指定し、同条例第36条第1項の規定により、（2）の熊本県指定天然記念物の指定を解除する。

平成24年4月20日

熊本県教育委員会委員長 古莊 文子

(1)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (歴史資料)	領内名勝図巻	14 巻・ 目録 1通	熊本県熊本市二の丸 熊本 県立美術館	公益財団法人永 青文庫

(2)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所
天然記念物	相生の棕と榎	1	熊本県菊池市泗水町豊水3492

**熊本県公安委員会告示第13号**

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月20日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社多良木自動車学園 球磨郡多良木町黒肥地310番地 味岡 正章	多良木自動車学園 球磨郡多良木町黒肥地310番地	初心運転者講習	代表者の氏名	味岡 憲司	平成24年4月1日

**熊本県公安委員会告示第14号**

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月20日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社多良木自動車学園 球磨郡多良木町黒肥地310番地	多良木自動車学園 球磨郡多良木町黒肥地 310番地	代表者の氏名	味岡 憲司	平成24年4月1日

地310番地 味岡 正章				
-----------------	--	--	--	--

**公告**

次の対象事業を実施しないこととしたので、熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第26条第1項の規定により公告する。

平成24年4月20日

松山開発株式会社 代表取締役 松崎 忠一

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 松山開発株式会社

(2) 代表者の氏名 松崎 忠一

(3) 主たる事務所の所在地 熊本県天草市五和町大字二江4775番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 松山開発株式会社廃棄物最終処分場事業

(2) 種類 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）の設置事業

(3) 規模 事業実施区域面積 約91,000平方メートル

3 対象事業実施区域の位置

熊本県宇城市三角町手場字鍋島又1169-1他84筆

4 熊本県環境影響評価条例第26条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

(1) 該当することとなった旨 対象事業を実施しないこととした

(2) 該当した号 熊本県環境影響評価条例第26条第1項第1号

---

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月20日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

**熊本県人事委員会規則第12号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表教育委員会事務局の項中「総括審議員 教育次長」を「教育理事 総括審議員 局長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。